

小田原短期大学 障害者差別解消の推進に関する取組指針

1 目的

この取組指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）」の施行に伴い、障害者差別の解消を本学で推進していくことを目的として、その取組の基本的な考え方及び取組の内容を定めるものです。

2 「障害者差別解消法」について

平成 18 年に国連において、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されました。「障害者権利条約」は、障害者の人権と基本的自由の享有を確保することとともに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約です。「障害者権利条約」には、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」というキーワードがあります。障害者差別解消法はそのキーワードに視点を置き、障害者の差別禁止と合理的配慮を通じて、障害者の社会参加を促進しようとしています。

障害者差別解消法 第八条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

「合理的配慮」とは、障害者が他の人々と同じように生活できるようにするために、事業者の負担が大きすぎない範囲で、障害者に配慮し、これを支援することです。しかし、障害者をそうでない者より優遇する扱い（積極的改善措置）や合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、障害者のプライバシーに配慮しつつ障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。また、ここで言う障害者とは、障害者手帳の所持者に限られないことも留意すべきです。

3 本学における障害者への不当な取り扱いの禁止

障害を理由として、本人への確認や正当な理由なく、授業及び授業内の諸活動への参加、課外活動への参加、本学の実施する諸事業への参加、情報提供、窓口対応、その他サービス提供を制限・拒否または、条件を付けるなどという不当な差別的取扱いを禁止します。

4 合理的配慮の実施

障害者差別解消法では、障害のある人の日常生活や社会生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと（合理的配慮の提供）を定めており、不当な差別的取扱いの禁止と同様に示されています。この配慮は、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合で、過重な負担を要する場合を除くとされています。

本学においても、授業及び授業内の諸活動への参加、課外活動への参加、本学の実施する諸事業への参加、情報提供、窓口対応、その他サービス提供等、様々な場面で合理的配慮の提供に取り組んでいきます。

なお、過重な負担については、個別に、教育、事務、事業への影響、実現可能性、費用、人的負担等を考慮し、総合的に判断することとします。

ア 環境の整備

環境整備については、マニュアル等の作成も考えられますが、必要な支援や障害の状況等は個別性が高いため、本人の意思を確認・尊重しつつ、対応していくことを基本とします。

学内の施設・設備に関する改善には時間と費用を要するため、求めのあった配慮を行うことができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めるとともに、可能な代替の対応について、本人や家族と話し合うこととします。

イ 相談体制

相談窓口を設置し、相談に適切に対応していく取り組みを行います。また、来校や電話のみでなく、電子メールやファックス等による相談ができるよう、相談手段の確保に努めます。

ウ 啓発活動

教職員の本指針への関心と理解を深めることを目的として、研修を行います。

また、必要に応じて障害の特性や適切な配慮等を学ぶ講習会を設定し、障害を理解し、障害のある人に適切な配慮ができる学内の組織作りを推進します。

5 留意事項

障害のある人の上に立つような意識で「やってあげている」「ありがとうございます」と言われて当然、という意識でなく、お互いを尊重する関係を持つことが望まれます。

対等な関係性を通して、本人の意向を把握したうえで、本人の希望する支援をどの程度、どのようにして提供するのかなどについて、本人参加で決め、適切に対応します。

本人の意思確認をする際は、できる限りの方法を用いて、本人から意思を直接確認するようにします。安易に家族や介助者とのみ話をすることは本人を軽んじた行為と言えます。

また、発達障害など、話を聞くことや表現すること、分からないということを伝えることなどが苦手な障害もあることについても理解する必要があります。

学内外における講演会やイベント等の開催時に合理的配慮をすることも大切です。本学

が主催する行事、講演会等については、障害のある人の参加を前提として準備を進める、または参加申込等の際に配慮事項の必要なことの申し出を受けるなどを行います。また、会場に関しては、交通アクセス、車いすの人の参加を考え、会場のレイアウトや駐車場、エレベーター、トイレなどの環境を整えるとともに、設備が整わない場合は代替の支援について検討します。

この指針を共有することを通じて、障害のある人も障害のない人も同じように学内で学び、過ごし、また学内外の活動に参加して交わっていけるように知恵を出し合い、継続的に取り組んでいく本学の風土を作っていきます。そして、合理的配慮を、特別なこととしてではなく、本学の教職員の誰もが普通のこととして行えるようになることを目標とします。

制定 平成29年10月1日
小田原短期大学学長